

はちしん大型カードローン

14

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	はちしん大型カードローン（株式会社中部しんきんカード扱い）								
2	お使いみち	・健康的で文化的な生活を営むために必要な資金 ただし、事業性資金は除きます。								
3	ご利用いただける方	・次の全てを満たされている方 ①満20歳以上65歳以下の方 ②勤労者の方は勤続2年以上、事業主の方は同一場所で同一事業を3年以上の方 ③株式会社中部しんきんカードの保証が受けられる方 ④当金庫でのお取引が、次の項目のうち2項目以上の実績のある方 ア. 財形貯蓄 イ. 給与振込 ウ. 定期預金 エ. 定期積金 オ. 住宅ローン カ. 公共料金2種目以上 キ. 会員取引 ク. VISAカード（申込時同時契約でも可） ⑤公的健康保険に加入して見える方 ⑥年収に対する負債比率が30%以内の方（当金庫の住宅ローンご利用の方は35%以内）								
4	ご融資金額	・前年度の年収により次の金額となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度年収</th> <th>ご融資限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以上</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>600万円以上</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>	前年度年収	ご融資限度額	300万円以上	100万円	400万円以上	200万円	600万円以上	300万円
前年度年収	ご融資限度額									
300万円以上	100万円									
400万円以上	200万円									
600万円以上	300万円									
5	ご融資方法	・当座貸越となります。								
6	ご融資期間	・1年間とし、1年後の審査で更に1年間自動更新し以後同様となります。								
7	ご融資利率	・別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。 ・優遇金利については窓口にお問合せください。								
8	ご返済方法	・毎月10日に、所定の定額ご返済金額を返済口座から自動引落しでご返済していただきます。 ・毎月の定額ご返済金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご融資限度額</th> <th>定額ご返済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	ご融資限度額	定額ご返済金額	100万円	20,000円	200万円	40,000円	300万円	60,000円
ご融資限度額	定額ご返済金額									
100万円	20,000円									
200万円	40,000円									
300万円	60,000円									
9	お利息のお支払い方法	・毎月10日に、その前日までにご利用いただいたご融資金額に対し所定の利率で算出したお利息を貸越元金に組入れます。								
10	担保	・不要です。								
11	手数料	・不要です。（再発行の場合は1,000円の再発行手数料が必要ですが）								
12	保証人	・株式会社中部しんきんカードの保証を付保しますので不要です。								
13	保証料	・株式会社中部しんきんカードの定める保証料年1.65%をお支払いいただきます。 ・毎月10日に、前月までにご利用いただいた融資金額に対し年1.65%の割合で算出し、上記「9」のお利息とともに貸越残高に組入れます。								

14	提出していただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の書類を提出していただきます。 ① 所定の借入申込書 ② 上記申込書に添付していただく主な書類 <ul style="list-style-type: none"> ア. 本人確認書類：運転免許証等 イ. 所得を確認する書類：源泉徴収票、所得証明書等
15	お取り扱い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年お取り扱いしています。
16	苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
17	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫が発行したカード専用カードによりATMを利用してご利用（ご融資）いただけます。 ・ 当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。 ・ 詳細およびご不明な点は、窓口または営業担当者までご照会ください。